

福島県人権啓発アドバイザー派遣事業実施要綱

令和4年4月1日施行

令和7年4月1日一部改正

1 目的

人権啓発アドバイザー派遣事業（以下「アドバイザー派遣事業」という。）は、人権や多様性に関する授業や研修等を実施する県内の小・中・高等学校や企業等（以下「学校等」という。）に対して、人権や多様性に関する各分野の専門的な知識や実践経験を有する者をアドバイザーとして派遣することにより、学校等の取組を支援し、もって県民一人一人の人権や多様性に関する意識の醸成を図り、多様性社会の形成を推進することを目的とする。

2 事業の内容

学校等が実施する人権や多様性に関する授業又は研修等に、人権や多様性に関する各分野の専門的な知識や実践経験を有するアドバイザーを派遣し、学校等における人権や多様性に関する取組を支援するとともに、授業や研修等の目的に沿った内容や地域の実情等を踏まえながら受講者等の意識の醸成を図り、多様性社会の必要性の理解と、その後の受講者等の活動での実践を促す。

3 アドバイザー派遣の対象となる学校等（※市町村含む）

アドバイザーの派遣対象は、人権や多様性に関する授業や研修等を実施する学校等とし、原則として以下の各号のいずれかに該当する学校等とする。

なお、1箇所につき1回かつ1名の派遣を限度とし、1年間において合計6箇所程度とする。

ただし、予算の範囲内において調整ができるものとする。

- (1) 人権や多様性に関する授業や研修等を実施する小・中・高等学校等（特別支援学校及び私立校を含む）
- (2) 人権や多様性等をテーマとした研修等を実施する企業・市町村等
- (3) その他、福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課長（以下「共生社会・女性活躍推進課長」という。）が認めた団体等

4 アドバイザーの派遣に係る経費

- (1) アドバイザーに対する報償費及び旅費（以下「報償費等」という。）は県が負担する。その他の経費については、アドバイザーの派遣を受けた学校等の負担とする。
- (2) 報償費等の単価については、法務省が定める人権啓発活動地方委託事業における講演会等謝金支払い基準及び福島県旅費規程による。

5 アドバイザー派遣事業の申請

アドバイザーの派遣を受けようとする学校等は、人権啓発アドバイザー派遣事業申請書（様式第1号）を共生社会・女性活躍推進課長に提出する。

6 アドバイザー派遣事業の決定等

共生社会・女性活躍推進課長は、アドバイザーの派遣が適当と認められるときには、学校等に対して、人権啓発アドバイザー派遣事業決定通知書（様式第2号）により通知する。

7 アドバイザーに対する依頼

共生社会・女性活躍推進課長は、アドバイザーに対する依頼を行う。

8 事業の変更または中止

事業内容を変更または中止する場合は、人権啓発アドバイザー派遣事業変更・中止承認申請書（様式第4号）を共生社会・女性活躍推進課長に提出する。

共生社会・女性活躍推進課長は、事業内容の変更または中止が適当であると認められる場合には、学校等に対して、人権啓発アドバイザー派遣事業変更・中止承認通知書（様式第5号）により通知する。

9 完了報告

アドバイザーの派遣を受けた学校等は、事業を実施した日から30日以内に、人権啓発アドバイザー派遣事業完了報告書（様式第3号）を共生社会・女性活躍推進課長に提出する。

この場合は、授業や研修等の受講者に対してアンケート調査を実施し、その結果を添付するとともに、申請者は授業や研修等の評価についても別途行い、提出すること。

10 事業の効果の検証

県は、提出されたアンケート実施結果に基づいて効果を検証し、必要に応じて当該事業の改善を行うものとする。

11 その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。